

## 公共債、外貨預金、投資信託、保険商品、あしぎん投資一任サービス STORY、めぶきファンドラップ、 通貨スワップ取引、金利スワップ取引、特約付クーポンスワップ取引に関するご留意事項

商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（投資信託の場合は、目論見書・補完書面）、保険商品の場合は、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・（定款）・約款および特別勘定のしおり（変額保険のみ）」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」などは、足利銀行の本店の店頭にご用意しております。当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。なお、一部お取扱いできない店舗があります。

### 公共債について

【投資リスク】 債券（個人向け国債を除く）の価格は、金利変動等により変動しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を下回るおそれがあります。また、発行者の信用状況の悪化や発行者に対する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

【費用等】 債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、個人向け国債を除く債券をご購入の際に「経過利子」が必要となる場合があります。●公共債は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●償還日（満期日）に額面金額にて償還されます。●債券の利払時期には、買取・中途換金のできない期間があります。●いったん約定が成立したお取引は、取消しや内容の変更ができません。●新発債（国債）を発行日より前にご購入される場合は、その国債が予定通り発行されることを条件としてご購入いただけます。このため、国の都合により、その国債の発行が延期または中止となった場合には、ご購入の約定は取消されます。また、ご購入代金をお支払い済みの場合は、お客さまの指定預金口座にご購入代金を返金いたします。なお、返金するご購入資金には付利いたしません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、内容を十分ご確認いただいたうえで、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は、足利銀行の本店の店頭にご用意しております。●当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。●一部お取扱いできない店舗があります。●マル優・特別マル優のお取扱いは、障がい者の方や寡婦年金を受給されている方などが対象になります。

### 個人向け国債について

●個人向け国債を中途換金する際は、原則として※「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子相当額を加えた金額より差引かれることとなります。

※ 発行から一定期間の間には中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。

●個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。

### 外貨預金について

【投資リスク】 外貨預金は、為替相場の変動によりお引出時の円貨額（投資元本）を下回るおそれがあります。

【費用等】 お預入れ時の円貨から外貨への換算レートには当日の TTS レート（対顧客電信売相場）を、お引出時の外貨から円貨への換算レートには当日の TTB レート（対顧客電信買相場）をそれぞれ適用します。そのため、為替相場の変動がない場合でも換算レートの差（TTS-TTB、米ドルの場合2円、ユーロの場合3円、オーストラリアドルおよびニュージーランドドルの場合4円、中国民元の場合60銭）があるため、円に戻した際、投資元本を下回るおそれがあります。お預入れ・お引出手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法を表示することができませんのでご了承ください。中国民元等の新興国通貨については、政府の通貨政策や市場環境の変化などにより、流動性や市場機能が大きく低下した場合等には、やむを得ずお取引を停止させていただく可能性があります。

●外貨預金は、預金保険の対象ではありません。当行の信用状況により、お客さまが損失を被るリスク（信用リスク）があります。●外貨定期預金において中途解約は原則としてお取扱いできません。ただし、やむを得ない事情により中途解約する場合には、外貨普通預金の利率が適用となります。また、中途解約に伴う損害金をご負担いただく場合があります。

### 投資信託について

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されるものではありません。●基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

### 保険商品について

【投資リスク】 ●変額保険商品は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替相場の変動により、積立金額・解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。●定額保険商品のなかには、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映される商品があります。この商品の場合、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。●外貨建保険商品は、為替相場の変動により、お受取りになる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。●保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも削減が行われることがあります。

【費用等】 商品によっては、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、また中途で解約された場合は解約控除等の費用をご契約者さまにご負担いただく場合があります。その際、商品によってご負担いただく手数料の項目・呼称・手数料率・計算方法（合計額を算出する方法も含む）等は異なるため、一律の算出する方法を表示することができませんのでご了承ください。●保険商品は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●保険商品は各保険会社を引受会社とする商品で、当行は各商品における契約締結の媒介をおこないます。●保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。●各商品に関する内容をご説明させていただく前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。●当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。●法令上の規則を踏まえ、商品によっては、お客さまの当行への融資お申込状況やお勤め先等により、当行でお申込みいただけない場合があります。●保険会社による保険金や給付金などのお支払いについて、受取人のご意向による場合や、健康状態などについてお客さまが事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合などは、保険金や給付金などが支払われない場合があります。●現在ご加入中の保険契約を解約・減額など見直した場合は、お客さまに不利益が生じる可能性があります。また、新たにお申込みになるご契約を、健康上などの理由で、保険会社が引受できない場合がありますので、ご注意ください。●ご検討にあたっては、各商品のパンフレット、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・（定款）・約款、および特別勘定のしおり（変額保険のみ）等をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。これらは、足利銀行の本店の店頭にご用意しております。●一部お取扱いできない店舗があります。

### あしぎん投資一任サービス STORY について

●本書に記載の各運用サービスは、株式会社 FOLIO（以下、「FOLIO」）が提供する投資一任運用サービス（以下、「本サービス」）です。本サービスの内容については、各運用サービスの契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）、お客さま向け資料およびホームページ等をご参照ください。●株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」）は FOLIO を代理して、お客さまと FOLIO との本サービスに係る投資一任契約の締結を行います。●投資一任契約は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。●投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の対象にはなりません。●本サービスは、投資信託証券を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、株価、金利、通貨、不動産、商品等の価格の変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じる場合があります。本サービスの運用成果はすべてお客さまに帰属します。●本サービスには、お客さまに直接ご負担いただく報酬（投資一任報酬）と間接的にご負担いただく費用（投資対象である投資信託証券に係る費用）がありますが、運用状況等により変動するため、事前に費用の合計額および上限額等を示すことはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）およびお客さま向け資料、ホームページ等をご参照ください。●本サービスのご利用にあたっては、足利銀行において普通預金口座および投資信託口座の開設が必要です（既にご開設済の場合は不要です）。●本サービスは個人のお客さま（未成年の方を除く）のみ利用できます。法人のお客さまはご利用いただけません。●投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ本サービスに係る契約締結前交付書面、サービス共通約款、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくご確認、ご理解いただき、最終的なご契約の締結はお客さまご自身でご判断ください。●本サービスをご利用中のお客さまについて相続開始が確認された場合、相続人に本契約が継承されることなく運用資産である投資信託は売却・換金され、投資一任契約は終了します。その際、運用状況により、元本割れとなる場合があります。●本サービスは、NISA（少額投資非課税制度）のご利用はできません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料の記載内容、データ、図表等は、当資料作成当時のものであり、また、将来の結果をお約束するものではありません。●足利銀行は、株式会社ウエルススクエアが提供する「めぶきファンドラップ」に係る投資一任契約の締結の媒介を行います。「めぶきファンドラップ」のサービス内容や報酬の額は、本サービスと異なります。

●本サービスでは、定期積立サービスや定時払戻サービスの機能をご利用いただけます。定時払戻サービスでの払戻しは、運用状況や市場動向により換金希望額を下回る場合があるほか、所定の条件に該当する場合には定時払戻が行われない等の制限があります。詳しくはサービス共通約款および投資一任契約約款をご確認ください。

#### めぶきファンドラップについて

株式会社足利銀行は、めぶき証券株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1771号 加入協会/日本証券業協会)と提携し、金融商品仲介業を行っています。

●めぶきファンドラップは、株式会社ウエルス・スクエア(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2914号 加入協会/一般社団法人日本投資顧問業協会)以下、ウエルス・スクエア)が提供する投資一任運用サービスです。めぶきファンドラップをご利用いただくにあたっては、お客さまとウエルス・スクエアの間で投資一任契約を締結していただきます。

●めぶきファンドラップにおいて、めぶき証券株式会社はウエルス・スクエアとの契約にもつぎ投資一任契約の締結の代理をいたします。また、株式会社足利銀行は、ウエルス・スクエアとの契約にもつぎ投資一任契約の締結の媒介をいたします。なお、めぶき証券株式会社、株式会社足利銀行のいずれも投資一任運用を行いません。●めぶきファンドラップは預金ではなく、預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。●専用投資信託では、値動きのある国内外の有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標の変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じるおそれがあります。

●めぶきファンドラップの費用には、お客さまに直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と間接的にご負担いただく費用(投資対象となる投資信託に係る費用)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

・投資顧問報酬:最大で年率1.320%(税込)

・信託報酬:最大で年率1.35%(税込)

・信託財産留保額:最大で0.30%

その他費用:有価証券等の売買等の取引費用や監査費用等について信託財産から差し引かれます。また、投資信託が投資する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。なお、これらの費用の合計額及び上限額については、資産配分、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を示すことができません。

●お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

#### 通貨スワップ取引、金利スワップ取引について

【投資リスク】 ●通貨スワップ取引は、通貨の価格、金融市場の指標の変動等による影響を受けますので、為替相場や金利水準の動向によっては、通貨スワップの市場価格が下落し損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。●金利スワップ取引は、市場金利の変動による影響を受けますので、市場金利水準の動向によっては、金利スワップの市場価格が下落し損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。●当行の経営・財務状況の変化などにより取引が清算される場合があり、それにより損失が発生する場合があります。

【費用等】 通貨スワップ取引や金利スワップ取引に係る手数料など諸費用はかかりません。

●通貨スワップ取引や金利スワップ取引は、預金保険の対象ではありません。●通貨スワップ取引や金利スワップ取引は原則、中途解約ができませんが、やむを得ない理由で当行が同意し、中途解約に応じた場合、当行が提示する「清算金」をお支払いいただく場合があります。清算金の額は為替相場、市場金利等の動向によって変動します。

#### 特約付クーポンスワップ取引について

【投資リスク】 ●特約付クーポンスワップ取引は、お取引期間中に為替相場が変動(円安もしくは円高)した場合、本取引を行わなかった場合と比べて、実質コストが高くなる場合がありますのでご注意ください。●特約付クーポンスワップ取引の市場価格は、基本的に市場の為替相場や金利水準の変化に対応して変動します。為替相場や金利水準の動向によっては市場価格が下落することがあります。また、中途解約を行った際には、高額の清算金が生ずる場合があるほか、市場環境の変化によっては中途解約できない可能性がありますのでご注意ください。●当行の経営・財務状況の変化などにより取引が清算される場合があり、それにより損失が発生する場合があります。

【費用等】 特約付クーポンスワップ取引に係る手数料など諸費用はかかりません。

①ノックアウト条項を含む特約付クーポンスワップ取引は、消滅条件が実現した場合には契約が終了するため、以降のヘッジ効果が失われるリスクがあります。②レバレッジ条項を含む特約付クーポンスワップ取引は、市場の為替相場が権利行使価額以上に変動(円安もしくは円高)となった場合、貴社の外貨交換が為替相場より割高となるうえ、交換額が当初予定の交換額(レバレッジ倍率(2倍または3倍)を乗じた額)となるリスクがあります。③ノックイン条項を含む特約付クーポンスワップ取引は、市場の為替相場が権利行使価格より円高、かつ発生条件相場より円安となった場合、受渡は発生しないため、外貨の調達が必要な場合は、別途為替取引を行う必要があります。また、発生条件相場に達している場合には受渡が発生しますが、取引を行わなかったときと比べ、外貨調達コストが割高になるリスクがあります。④ノックアウト条項・レバレッジ条項両方を含む特約付クーポンスワップ取引は前記①②の両方のリスクを含むこととなります。⑤ダブルバリア条項を含む特約付クーポンスワップは①③の両方のリスクを含むこととなり、さらにレバレッジ条項を含む場合は①③に加えて②のリスクも含むこととなります。



商号 株式会社足利銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号  
加入協会 日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会

(2026年3月1日現在)

## NISA(少額投資非課税制度)に関するご留意事項

### 1. NISA 制度に関する留意事項

●NISA 口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1 人 1 口座しか開設できません(金融機関等を変更した場合を除きます)。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、複数の金融機関等で NISA 口座を開設した場合でも、各年において 1 つの口座でしか購入できません。また、NISA 口座内の商品を変更後の金融機関等に移管することはできません。●当行の NISA 口座では、当行取扱いの国内公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます)のみが取扱対象となります。●すでに保有している株式投資信託を NISA 口座に移すことはできません。●NISA 口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等の損益の通算、損失の繰越控除もできません。●NISA 口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。●NISA 制度では、年間投資枠(つみたて投資枠 120 万円/成長投資枠 240 万円)と非課税保有限度額(つみたて投資枠・成長投資枠合わせて 1,800 万円/うち成長投資枠 1,200 万円)の範囲内で購入した株式投資信託から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税になります。●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となり、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなります。●非課税保有限度額については、NISA 口座内株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託等が費消していた非課税保有限度額のみ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA によるメリットを享受できません。●基準経過日(NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)に NISA 口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から 1 年以内に確認ができない場合、NISA 口座が利用できなくなる場合があります。●NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要となります。この場合には NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されます。

### 2. つみたて投資枠特有のご留意事項について

●買付は定時定額契約によるものとなります。●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託に限られます。●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年 1 回通知されます。

### 3. 成長投資枠特有のご留意事項について

●成長投資枠で買付可能な商品は、NISA 制度の目的(安定的な資産形成)に適した株式投資信託に限られます。●信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の株式投資信託等もしくは毎月分配型の株式投資信託等は対象商品から除外されています。



商号 株式会社足利銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号  
加入協会 日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会

(2023 年 12 月 19 日現在)